

○経済産業省告示第百六十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和二年七月三十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1)～(5) 「略」

(6) 二の表の辨のの水銀に関する水俣条約第三
三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1)～(5) 「略」

(6) 二の表の辨のの水銀に関する水俣条約第
三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

ない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アンティ
グア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメ
ニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、
ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、
ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チ
ヤド、チリ、中華人民共和国（香港及びマ
カオを含む。）、コロンビア、コモロ、コ
ンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワ
ー、クロアチア、キューバ、キプロス、チ
エコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和
国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギ
ニア、エストニア、エスワティニ、フィン

ない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ
ーダ、アルゼンチン、アルメニア、オース
トリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリ
ビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、
ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、
中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）
、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、
コスタリカ、コートジボワール、クロアチ
ア、キューバ、キプロス、チエコ、デンマ
ーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアド
ル、エルサルバドル、赤道ギニア、エスト
ニア、エスワティニ、フィンランド、フラ

ランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシヤ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウ

ンス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パラオ、パナマ、

エー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグ
アイ、ペルー、ポルトガル、大韓民国、モ
ルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントク
リストファー・ネービス、セントルシア、
サモア、サントメ・プリンシペ、サウジア
ラビア、セネガル、セーシェル、シエラレ
オネ、シンガポール、スロバキア、スロベ
ニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パ
レスチナ、スリナム、スウェーデン、スイ
ス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバ
ル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、
アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、
ベトナム、ザンビア

パラグアイ、ペルー、ポルトガル、大韓民
国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セ
ントクリストファー・ネービス、セントル
シア、サモア、サントメ・プリンシペ、サ
ウジアラビア、セネガル、セーシェル、シ
エラレオネ、シンガポール、スロバキア、
スロベニア、南アフリカ共和国、スリラン
カ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン
、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ
、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、
英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌ
アツ、ベトナム、ザンビア

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 三の九の(6)中「アンティグア・バーブーダ」を「アルバニア、アンティグア・バーブーダ」に改める

改正規定 令和二年八月二十四日

二 三の九の(6)中「ギニア」を「ギリシャ、ギニア」に改める改正規定 令和二年九月八日

三 三の九の(6)中「パラオ」を「オマーン、パラオ」に改める改正規定 令和二年九月二十一日